

学校いじめ防止基本方針

茂原市立五郷小学校

1 基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法 第2条 第1項）

(2) 基本方針

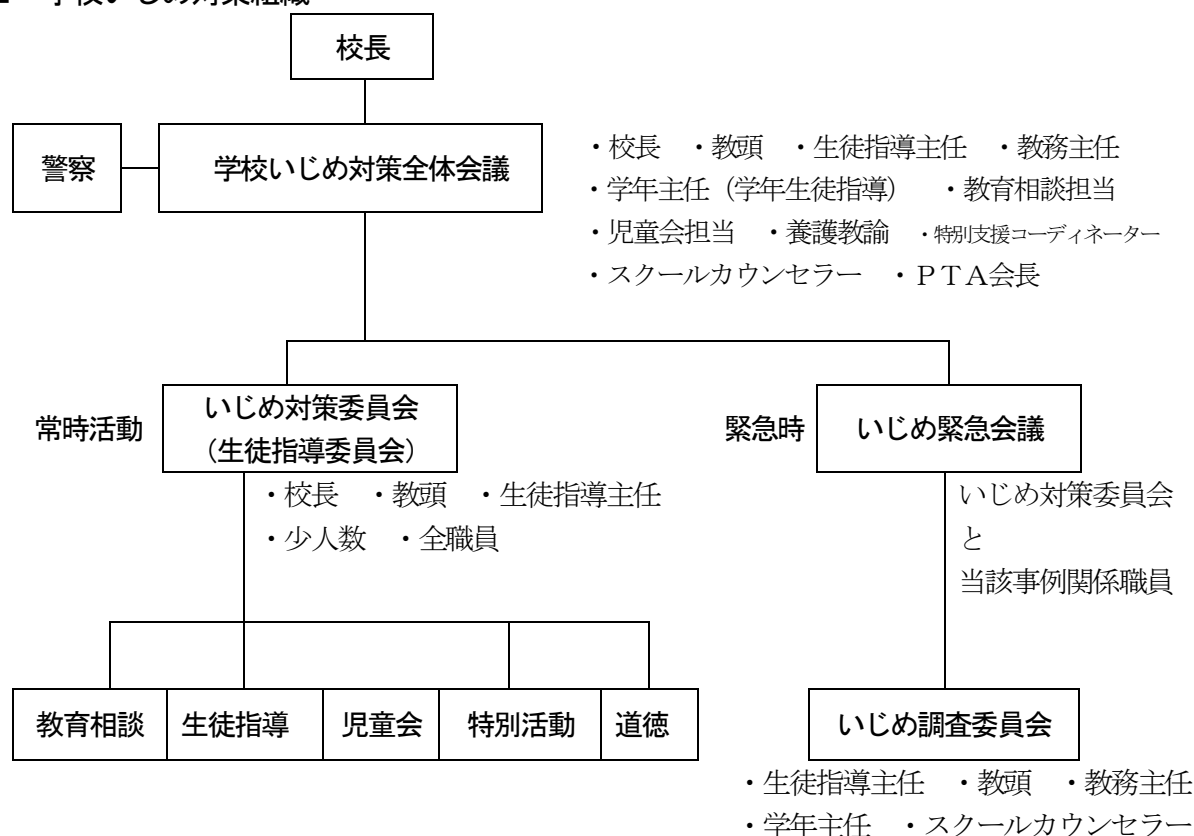
- ①学校「学校いじめ防止基本方針」の策定にあたっては、五郷小学校の教職員の意見、及び児童保護者の意見を広く取り入れて決定するものとする。
- ②いじめは、人として決して許されない行為ではあるものの、いじめはどの子にもどの学校にも起こり得ることを基本的な考えとして、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、いじめのない学校づくりをする。
- ③言葉や暴力によるものだけではなく、インターネットを媒体とするいじめへの対応等、職員の研修を充実させ資質向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携のもとに、信頼関係の構築と人権の尊重によるいじめの撲滅を目指していく。
- ④いじめの実態及びいじめがあった際の聴取内容については、個人情報の保護を考慮しながら、積極的に情報提供をするとともに、隠蔽をすることのないようにする。
- ⑤いじめ防止に対する具体的な方策については、児童や保護者に取り組みの内容や成果についての意見を聴取し、効果の検証と取り組みの改善を図る。
- ⑥「けんか」や「ふざけ合い」でもいじめの有無を確認し、積極的にいじめを確認する。

(いじめ防止基本方針 2017年 文部科学省)

(3) 内容

- ①いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条）
- ②いじめに対する取り組み
 - ア いじめの防止のための取り組み
 - イ 早期発見のための取り組み
 - ウ いじめがあった場合の措置
 - エ 年間計画作成
- ③重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条 第1項）
- ④教育委員会、関係機関との連携

2 学校いじめ対策組織



3 いじめに対する取り組み

(1) いじめの防止のための取り組み

- ①児童生徒には、いじめは絶対に許されるものではないことについての指導を徹底するとともに、人権教育の立場から、相手を尊重し認める態度を育成する。
- ②保護者や地域に対しては、ホームページで「学校いじめ防止対策基本方針」を公開するとともに、学校だよりで、いじめ防止に対する方針や取り組みの状況を広報する。
- ③「いじめ防止啓発強化月間（４月）」（県条例第１６条第２項）において、児童生徒の主体的な活動、教育相談体制の充実、保護者への啓発活動等の取り組みを行う。
- ④「いのちを大切にするキャンペーン」「いじめ０宣言」等、児童（生徒）会活動の充実を図り、児童（生徒）が主体となったいじめ撲滅の取り組みを支援する。
- ⑤児童生徒がいじめ問題を主体的に考えることができるよう、県が作成したいじめを題材としたDVD教材を道徳科において活用する等、道徳教育の充実を図る。
- ⑥「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の活用や特別活動の充実により、人間関係力を育成する。
- ⑦生徒指導の機能を生かした分かる授業の展開を目指す。
- ⑧「いじめ対策委員会（生徒指導委員会）」を月１回開催し、以下の内容についての会議を行う。
 - ・各学年の状況についての情報交換（いじめの認知についての確認）
 - ・いじめ防止についての計画の確認
 - ・いじめ防止対策についての検証と計画の修正
- ⑨いじめゼロ集会を通して、友達との適切な接し方を考え、言葉の使い方や態度を見直したり、相手の立場に立って行動したりすることの大切さを考える。
- ⑩教職員の言葉が児童生徒を傷つけたりいじめを助長したりすることのないように十分に配慮する。
- ⑪SNS等、情報モラルについて、適宜指導を行う。
（外部講師の方を招いた情報モラル教室の実施 等）

(2) いじめの早期発見のための取り組み

ア アンケート調査や面談等

- ① 4月・7月・10月・1月の年間4回、いじめに関する調査を行う。
- ② アンケート調査をもとに、担任等が教育相談を行う。
- ③ 保護者との面談（7月、12月）の際には、いじめに関する内容を盛り込む。
- ④ 4～6年生児童にスクールカウンセラーとの個別面談の実施。

イ いじめの相談や通報等

- ① 学校における相談窓口は、教頭（生徒指導主任他）とし、学校だより等で家庭への周知を図る。
- ② 「いじめゼロ宣言」を各学級に掲示し、「はなす勇氣」の啓発を行う。

ウ その他

- ① 担任を中心として、日常での児童の人間関係を掌握し、教職員がいじめの芽を早期発見できるようにする。
- ② 児童がいじめ等に関する相談しやすい環境を整える。
- ③ にこにこルームに「友愛ポスト」（相談箱）を設置し、いじめ等に関する相談しやすい環境を整える。
- ④ 昼休み等授業時間外の児童生徒の人間関係を観察する等、日常的いじめの早期発見に取り組む。
- ⑤ いじめを知った場合、いじめらしいと認知した場合は、学校の相談窓口に通報する旨、保護者に周知する。
- ⑥ 外部の相談機関や電話相談の情報を本人や保護者に周知する。

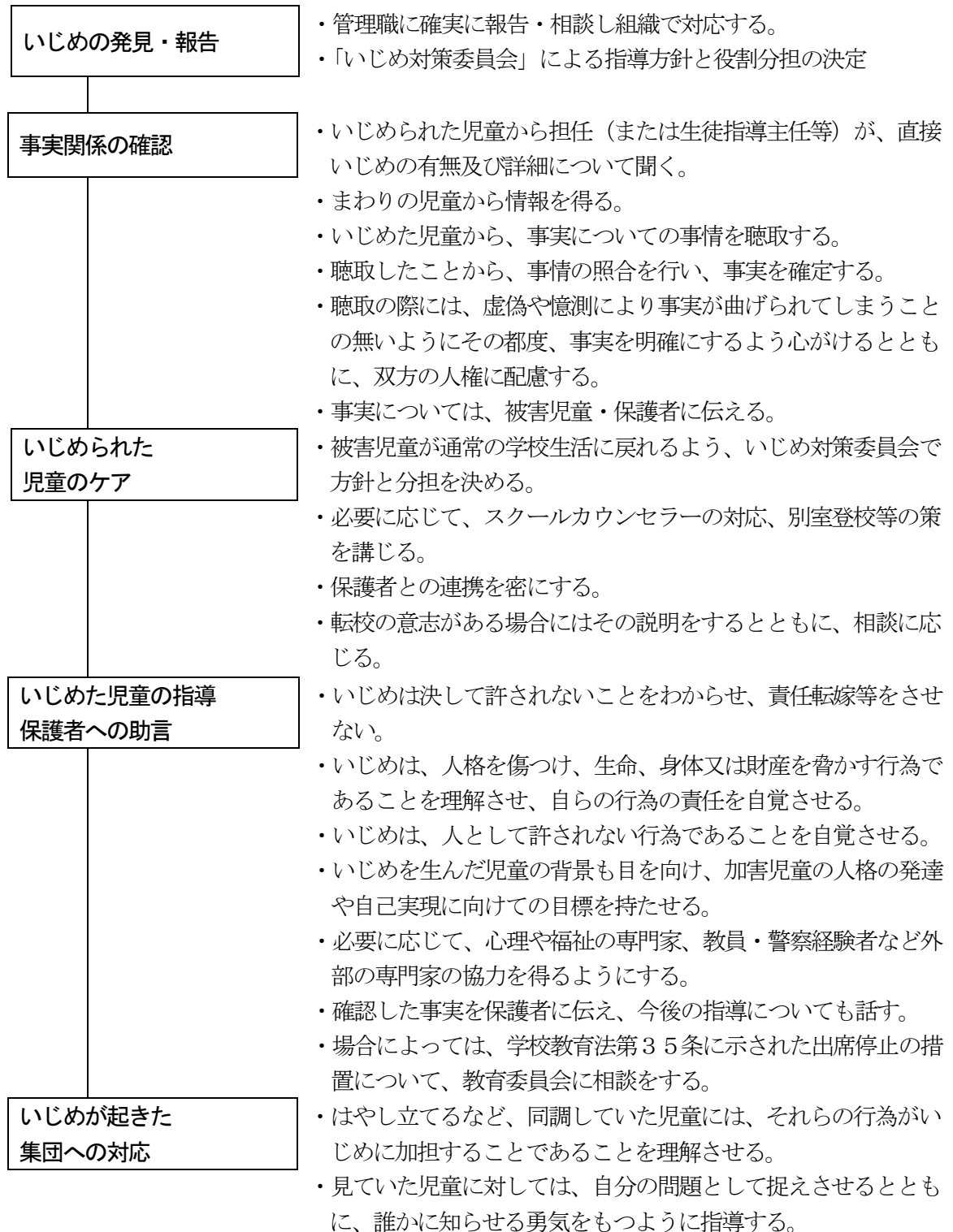
子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
24時間子供 SOS ダイアル	0120-0-78310
千葉県警察少年センター（ヤング・テレホン）	0120-783-497
子どもの人権110番	0120-007-110
千葉いのちの電話	043-227-3900
東上総教育事務所相談室	23-4460
千葉県警察外房地区少年センター	22-3741
茂原市青少年指導センター	22-4466
茂原市教育委員会学校教育課	20-1558

(3) いじめがあった場合の措置

ア 基本的な考え方

- ① いじめ被害児童のケアを最優先とするが、被害児童、加害児童ともに正常な学校生活を送ることができるよう、改善をすることを基本とする。
- ② いじめは被害者にも問題があるとの考えに陥らないよう、十分な注意を払う。
- ③ いじめ被害者や保護者を第一に考え、被害者や情報提供者を徹底して守り抜くことを伝える。
- ④ いじめへの対応は、基本的には「いじめ対策委員会」を中心とした組織である。
- ⑤ 必要に応じて所轄警察署等の関係機関との連携を密にする。
- ⑥ いじめ被害者が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、別室授業等の措置も考える。

イ いじめに対する対応の流れ



ネットいじめへの対応

- ・学級活動等でインターネットやSNSを利用する際のルールやモラルについての指導をする。
- ・青少年指導センターと連携し、ネットパトロールの結果に注意を払う。
- ・名誉棄損やプライバシーの侵害があった場合は、警察と連携する。
- ・フィルタリング等、保護者への啓発活動を行う。
- ・職員の研修を行い、職員の知識や指導技術の向上を図る。
- ・一人一台配付された学習用タブレットPCにおいては、ID・パスワードを適切に設定し、不適切な使用がないか管理する。

(4) 年間指導計画

月	学校行事	学校いじめ対策	その他・備考
4月	前期始業式 入学式 1年生を迎える会 PTA総会	・生徒指導委員会 ・学校いじめ防止基本方針及び組織の決定 ・相談窓口の周知 ・学校いじめアンケート1回目（教育相談） 「いじめ防止啓発強化月間」	・教科・領域等年間計画作成 ・異学年縦割りによる清掃（年間） ・学級生活のルール作り
5月	いじめゼロ集会	・生徒指導委員会	・学級毎にいじめ撲滅スローガン作成
6月		・生徒指導委員会	
7月	教育相談	・生徒指導委員会 ・学校いじめアンケート2回目（教育相談）	
8月		・生徒指導委員会	
9月	修学旅行	・生徒指導委員会	
10月	前期終業式 後期始業式 運動会	・生徒指導委員会 ・学校いじめアンケート3回目（教育相談）	
11月		・生徒指導委員会	
12月		・生徒指導委員会	
1月		・生徒指導委員会 ・学校いじめアンケート4回目（教育相談）	
2月	学力テスト	・生徒指導委員会	
3月	6年生送る会 卒業式 修了式	・生徒指導委員会 ・いじめ認知に関する集計	

4 重大事態が発生した場合

(1) 重大事態の基準（第 28 条）

- ・いじめにより、児童生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じた時
 - 自殺を企図した場合
 - 心体に重大な傷害を負った場合
 - 金品に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより、児童生徒が 30 日以上欠席を余儀なくされた場合
- ・児童生徒や保護者から同様の内容での訴えがあった場合は、調査をして判断する。

(2) 重大事態の報告（第 30 条）

重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告をする。

(3) 重大事態への対応

※重大事態の発生については、特に詳細な記録を残す。

①連絡体制

発見者 → 担任 → 学年主任 → 生徒指導主任 → 教頭 → 校長 → 茂原市教育委員会

②いじめ対策組織の招集（第 28 条）

- ・いじめ緊急会議を招集し、事案についての概要の把握と今後の計画を立てる。
- ・いじめ緊急会議は、いじめ調査委員会を招集し、いじめの実態把握を行う。なお、いじめ調査委員会の委員長は生徒指導主任が務める。また、調査の専門的な知識や経験を有する第三者に参加を図り、公平性を高めるためにスクールカウンセラーの参加を依頼する。さらに、状況に応じて、警察関係者の参加も依頼する。

③事実関係を明確にするための調査（第 28 条）

- ・調査にあたっては、いじめを受けた児童生徒及び保護者に調査の目的や内容、結果の公表の仕方について、十分に理解を得る。

ア いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

- 当該児童生徒及び関係職員、関係児童生徒から聞き取り、または、質問紙調査を行う。
- 当該児童生徒の学校復帰が阻害されることの無いように、当該児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒の安全を最優先にする。

イ いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

- 保護者の要望や意見を十分に聴く。
- 関係職員、関係児童生徒から聞き取り、または、質問紙調査を行う。

ウ 調査結果の情報提供

- 調査結果については、いじめられた児童生徒及び保護者に結果の提供を行う。
- 調査結果については、茂原市教育委員会に結果の報告を行う。

④いじめた児童生徒への指導

- ・いじめた児童生徒への指導については、「3 （3）いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・学校教育法第 35 条に示された出席停止の措置及び傷害事件での扱いも視野に入れて、警察との連携をとる。
- ・報道や事実に関する話題の拡散により、いじめた児童生徒の人権が侵害されることも考え、関係機関や保護者との連携を密にする。
- ・いじめられた児童生徒との人間関係の再構築、周りの児童生徒との人間関係の再構築、本人の学校生活での目標設定等、いじめた児童生徒の学校生活の充実及び自己実現に向けて、継続的に指導をしていく。

⑤いじめられた児童生徒への指導

- ・いじめられた児童生徒への指導については、「3 (3) いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・いじめられた児童生徒の安全と学校生活の安定を最優先に考え、学習や生活の場所、スクールカウンセラー等の相談体制、学校全体での見守り体制、登下校での見守り体制、保護者との連絡体制、関係機関との連携等、当該児童生徒の支援体制をとる。
- ・まわりの児童生徒による支援体制や人間関係づくりの支援等、当該児童生徒が不安なく学校生活を送ることができる環境を整える。

5 公表、点検、評価等

(1) 基本方針の公開

策定した学校基本方針は、学校のホームページなどで公開する。

(2) 基本方針の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況（活動実績）を評価する。また、評価に関しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取り組みがいじめ防止にどのように効果があったのかについて考察し、取り組み内容や方法の見直しを検討する。このような取り組みを通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直す。

(3) 学校評価における留意事項

いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、保護者・児童（生徒）・教職員等により適正に自校の取り組みを評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

(4) いじめの認知方法

- ・いじめの認知については、軽微なものでも積極的に認知する。
(報告するかどうか悩むものは、学年主任、生徒指導、教頭、校長で協議し決める。)
- ・いじめの認知件数は、いじめを受けたことが認知された児童生徒の人数を計上するものであり、いじめを受けた回数ではない。
(被害者児童生徒数を重複しないように注意する。1人の児童生徒が複数回の嫌な思いがあっても認知は1件となる。)
- ・同一児童生徒数が複数のいじめを受けた場合、最初に認知されたときの発見のきっかけとする。

いじめ件数に数える内容

- ① 冷やかしかからかい、悪口等
- ② 仲間はずれ、集団による無視
- ③ 軽く（ひどく）ぶつかられる、叩かれる等
- ④ 金品をたかられる。
- ⑤ 金品を隠されたり、盗まれたりする。
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいことをされる等
- ⑦ パソコン・携帯電話等での誹謗中傷